

令和8年度 高砂市既存住宅省エネ化促進事業 申請案内

補助の内容

1. 目的

市内の既存戸建て住宅に対して、省エネルギー性能を向上させる改修工事等に要する経費の一部を補助することにより、住宅ストックの省エネ化を促進し、ゼロカーボンの実現に寄与することを目的とします。

2. 補助対象事業の概要

省エネ設計および省エネ改修工事に関する費用の一部を補助します。

3. 対象住宅・要件

事業		要件等	対象住宅
省エネ改修工事	全体改修	BELS 等の第三者評価を受けていること 又は受ける予定であること	以下に該当する既存戸建て住宅 ・現状、省エネ基準に適合していないもの ・耐震性が確保されているもの（改修後に耐震性が確保されるものを含む。）
	部分改修	複数の開口部の改修を行うこと	

4. 補助対象経費・補助額

補助対象経費		補助額
省エネ設計に要する経費	・省エネ改修を行うために必要な調査・設計・計画 ・BELS 等の第三者評価の取得	省エネ基準 対象経費の40% 上限30万円
省エネ改修工事に要する経費	・開口部や躯体等の断熱化、設備の効率化※に関する改修工事	ZEH 水準 対象経費の80% 上限70万円

※1 設備の効率化に係る経費は、開口部や躯体等の断熱化に係る経費を上限とします。

※2 p.2～4 に記載の表にモデル工事費の記載のある工種については、対象経費の計算にあたり、モデル工事費または実際の工事費のいずれか低い方の額を計上するものとします。

【補助事業の対象となる工事】

A. 開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事

(1) 開口部の断熱化に係る改修工事

工事箇所	対象となる改修工事		モデル工事費 ^{※1}	
	工事種別	工事規模	(省エネ基準)	(ZEH 水準)
窓	ガラス交換 ^{※2}	1.4 m ² 以上 ^{※6}	8.8 万円/枚	11.2 万円/枚
		0.8 m ² 以上 1.4 m ² 未満 ^{※6}	6.4 万円/枚	8.0 万円/枚
		0.1 m ² 以上 0.8 m ² 未満 ^{※6}	2.4 万円/枚	3.2 万円/枚
	内窓設置 ^{※3} ・ 外窓交換 ^{※4}	2.8 m ² 以上 ^{※7}	20.0 万円/箇所	27.2 万円/箇所
		1.6 m ² 以上 2.8 m ² 未満 ^{※7}	16.0 万円/箇所	21.6 万円/箇所
		0.2 m ² 以上 1.6 m ² 未満 ^{※7}	13.6 万円/箇所	17.6 万円/箇所
ドア	ドア交換 ^{※5}	開戸:1.8 m ² 以上 ^{※7}	28.8 万円/箇所	39.2 万円/箇所
		引戸:3.0 m ² 以上 ^{※7}		
		開戸:1.0 m ² 以上 1.8 m ² 未満 ^{※7}	25.6 万円/箇所	34.4 万円/箇所
		引戸:1.0 m ² 以上 3.0 m ² 未満 ^{※7}		
仕様備考	省エネ基準	部分改修を行う場合にあっては、住宅の所在地における建築物省エネ法に基づく地域区分の仕様基準に適合する開口部として、国土交通省所管の「みらいエコ住宅 2026 事業」の対象型番(省エネ基準レベル)の建材であること。		
	ZEH 水準	部分改修を行う場合にあっては、住宅の所在地における建築物省エネ法に基づく地域区分の誘導仕様基準に適合する開口部として、国土交通省所管の「みらいエコ住宅 2026 事業」の対象型番(ZEH レベル)の建材であること。		

※1 モデル工事費とは、省エネ改修工事に係る費用として、市長が定める工事費をいう。以下同じ。

※2 ガラス交換とは、既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。

※3 内窓設置とは、既存窓の内側に、新たな窓を設置するもの又は既存の内窓を交換するものをいう。

※4 外窓交換とは、既存窓のガラス等を取り除き、既存窓枠の上から新たな窓枠を覆い被せて取り付け、複層ガラス等に交換するもの又は既存窓のガラス等および窓枠を取り除き、新たな窓枠を取り付け、複層ガラス等に交換するものをいう。

※5 ドア交換とは、既存のドアを取り除き、新たなドアに交換するものをいう。なお、ドアに付いているガラスのみ交換の改修は対象外とする。

※6 ガラス交換の工事規模は、ガラスの寸法によるものとする。

※7 内窓設置、外窓交換又はドア交換の工事規模は、内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開き戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法によるものとする。

(2) 躯体等の断熱化に係る改修工事

工事箇所	断熱材の区分	モデル工事費	
		(省エネ基準)	(ZEH 水準)
外壁	A～C	16.8 万円/㎡	22.5 万円/㎡
	D～F	25.2 万円/㎡	33.8 万円/㎡
天井 屋根	A～C	6.0 万円/㎡	8.0 万円/㎡
	D～F	10.2 万円/㎡	13.7 万円/㎡
床	A～C	21.0 万円/㎡	28.0 万円/㎡
	D～F	31.6 万円/㎡	42.0 万円/㎡
仕様・備考	共通	断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。 ＜断熱材の区分＞ A～C区分:熱伝導率(W/m・K)0.052～0.035 D～F区分:熱伝導率(W/m・K)0.034 以下	
	省エネ基準	部分改修を行う場合にあっては、住宅の所在地における建築物省エネ法に基づく地域区分の仕様基準に適合する断熱材とし、国土交通省所管の「みらいエコ住宅 2026 事業」の対象型番(省エネ基準レベル)の建材であり、かつ、厚さ等が仕様基準に適合するように施工されること。	
	ZEH 水準	部分改修を行う場合にあっては、住宅の所在地における建築物省エネ法に基づく地域区分の仕様基準に適合する断熱材とし、国土交通省所管の「みらいエコ住宅 2026 事業」の対象型番(ZEH レベル)の建材であり、かつ、厚さ等が誘導仕様基準に適合するように施工されること。	

B. 設備の効率化に係る工事

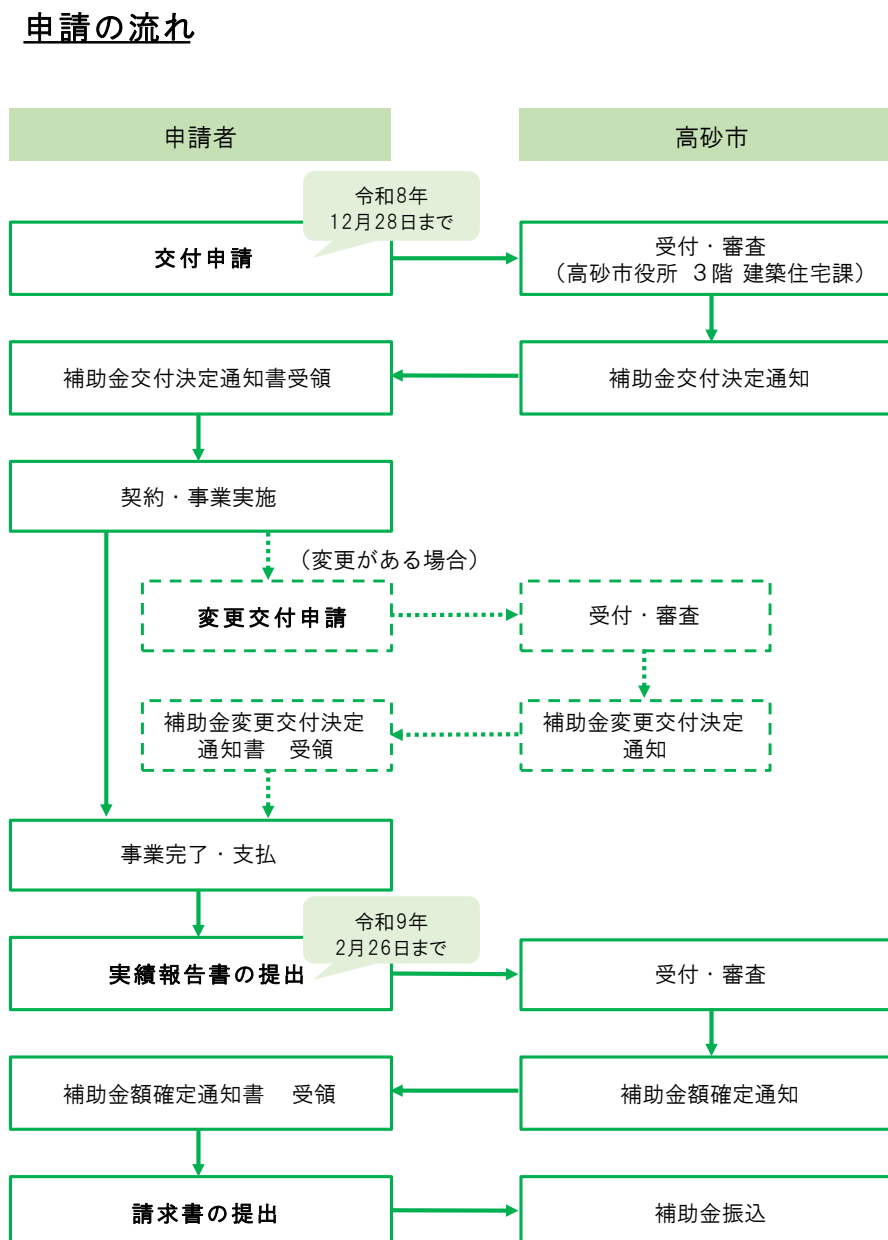
設備種別		適用		モデル工事費 (省エネ基準・ ZEH 水準 共通)	仕様・備考
		省エネ 基準	ZEH 水準		
太陽熱利用 システム※ ¹		○	○	125 万円/戸	省エネ基準において部分改修を行う場合にあっては、国土交通省所管の「みらいエコ住宅 2026 事業」の対象型番(省エネレベル)とすること。 ZEH 水準において部分改修を行う場合にあっては、国土交通省所管の「みらいエコ住宅 2026 事業」の対象型番(ZEH レベル)とすること。
節水型ト イレ※ ²	掃除しやすい 機能を有する もの	○	○	40 万円/台	
	上記以外	○	○	35 万円/台	
高断熱浴槽※ ¹		○	○	120 万円/戸	
高効率給湯器※ ¹				60 万円/戸	
電気ヒート ポンプ給湯機 (エコキュート)		○	○		
潜熱回収型 ガス給湯機 (エコジョーズ)		○	○		
潜熱回収型 石油給湯機 (エコフィール)		○	○		
ヒートポンプ・ ガス瞬間式 併用型給湯機 (ハイブリッド 給湯機)		○	○		
節湯水栓※ ²		○	○	10 万円/台	
燃料電池システム (エネファーム)※ ¹		○	○	—	部分改修を行う場合にあっては、燃料電池発電ユニットが、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること(燃料電池発電ユニットの後付けも可)。
ガスエンジン・コージェネレ ーション※ ¹		○	○	—	部分改修を行う場合にあっては、ガス発電ユニットの JIS 基準(JIS B 8122)に基づく発電及排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準(LHV 基準)で 80 %以上であること。
蓄電池※ ¹		○	○	100 万円/戸	省エネ基準において部分改修を行う場合にあっては、国土交通省所管の「みらいエコ住宅 2026 事業」の対象型番(省エネレベル)とすること。 ZEH 水準において部分改修を行う場合にあっては、国土交通省所管の「みらいエコ住宅 2026 事業」の対象型番(ZEH レベル)とすること。
エアコン区分(い)		○	○	25 万円/台	工事を伴うものであること。
第一種換気設備		○	○	70 万円/台	
LED照明※ ²		○	○	—	

※¹ 設置を行った設備の種類に応じて1戸当たり1台までを補助対象とする。

※² 設置を行った台数分を補助対象とする。

申請の手続き

1. 申請の流れ



2. 申請者

補助対象事業を実施する既存戸建て住宅の所有者が申請することができます。なお、申請にあたっては事業を実施する設計者・工事施工者等に手続きを委任することができます。その場合、申請書類に関する内容の質問等については、委任された設計者・工事施工者等へ連絡しますので、手続き代行者が窓口となって対応してください。

3. 交付申請

申請者は事業着手(契約)する前に、補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて高砂市へ提出してください。

※令和8年12月28日必着

※申請前に事業着手(契約)している場合は補助金の対象外です。

※高砂市による交付決定通知を受け取ったのちに事業着手(契約)してください。

【交付申請時の提出書類】

事業		提出書類		備考
全体改修	部分改修	名称	様式	
●	●	補助金交付申請書	様式第1号	
●	●	省エネ改修工事住宅概要書	様式第省エネ1-1号	
●	●	補助金額算定書	様式第省エネ1-2号	
●	●	(店舗等の部分がある場合)求積図・求積表		店舗等の部分の床面積の割合がわかるもの
●	●	住宅の所有者が確認できる書類		登記事項証明書等
●	●	建築年月が確認できる書類		建築確認通知書又は検査済証、登記事項証明書等
●	●	(昭和56年5月31日以前に着工した住宅)耐震性能確認書など耐震性が確保されていることが確認できる書類	様式第省エネ2号	その他耐震性が確保されていることを確認できる書類
●	●	現況写真(全景及び改修部分)		
●	●	付近見取図		方位、道路及び目標となる地物を明示したもの
●	●	省エネ改修工事内容が確認できる図書		配置図、平面図、立面図等
●	●	(省エネ設計を実施する場合)省エネ設計に係る見積書		
●	●	省エネ改修工事に係る見積書		省エネ改修工事に係る費用及び補助対象建材、設備等の内訳が分かるもの並びにモデル工事費の定めのない工事を補助対象経費に含める場合は複数の見積書
	●	建材、設備等が仕様適合していることが確認できる書類※		
●		BELS等の評価書の写し※		
●		兵庫県の住宅改修業者登録制度による登録証の写し		
●	●	委任状		
●	●	誓約書	様式第省エネ3号	
●	●	市税完納証明書		

※省エネ設計を実施する場合は、内容変更申請時に提出してください。

4. 完了実績報告

事業が完了したときは、補助事業実績報告書(様式第9号)に必要書類を添えて高砂市へ提出してください。

※令和9年2月26日 必着

【実績報告時の提出書類】

事業		提出書類		備考
全体改修	部分改修	名称	様式	
●	●	補助事業実績報告書	様式第9号	
●	●	補助金精算書	様式第省エネ4号	
●	●	事業費内訳書		
●	●	交付決定通知書の写し		
●	●	(改修後に耐震性が確保される場合)耐震改修工事実施確認書	様式第省エネ5号	
●	●	写真(工事施工前、工事施工中、工事完了後)		仕様がわかる写真も添付すること
●	●	出荷証明書、納品証明書等		写真で仕様が確認できない場合
●	●	契約書の写し及び領収書の写し		
●	●	(省エネ設計を実施した場合)省エネ設計を実施したことが分かる資料(調査資料、改修設計図、工事計画書等)		
●	●	補助金の振込先が分かるものの写し(通帳等の写し)		
●	●	委任状		

5. 補助事業の変更

交付決定を受けた事業の内容に変更がある場合は、補助金変更交付決定申請書(様式第3号)に交付申請の際に添付した書類のうち変更のある書類を添付して高砂市へ提出してください。

ただし、経費配分や事業内容の変更で補助金の額に変更を生じない場合、変更の申請は不要です。

6. 補助事業の中止、廃止

補助事業を中止、廃止する場合は、速やかに補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を高砂市へ提出してください。

その他

・他の補助制度との併用について

本事業と補助対象が重複する国・県・市の他の補助制度との併用はできません。

問い合わせ・申請窓口

高砂市都市創造部建築住宅課

〒676-8501

高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市役所本庁舎 3階

TEL:079-443-9035

FAX:079-442-2229

Email:tact3825@city.takasago.lg.jp